

東部下水管理センターで使用するトラックその2 仕様書

1 車種	貨物自動車（トラック、ディーゼル車）
2 形状	キャブオーバー（ダブルキャブ）
2 規格	<p>(1) 総排気量 2,800cc～3,000cc (2) 燃料 軽油 (3) 駆動方式 四輪駆動 (4) ミッション形式 オートマチック (5) 乗車定員 6人 (6) 車両寸法 全長 5,980 mm以上、全幅 1,890 mm以上、全高 2,080 mm以上 床面地上高 850 mm以上 (7) 荷台内寸法 長さ 3,000 mm以上、幅 1,790 mm以上、高さ 350 mm以上 (8) 車体色 ホワイト系 (9) 環境性能 平成21年自動車排ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を達成していること。 (10) 架装 別紙架装仕様書による架装を施すこと。 (11) 適用免許 準中型自動車免許（架装を含めた車両総重量 7.5トン未満）で運転可能であること。</p>
3 年式指定	■令和3年以降（新規登録）
4 付属品	<ul style="list-style-type: none"> ■エアコン ■AM・FMラジオ ■カーナビゲーションシステム ■ドライブレコーダー ■エアバック（運転席・助手席） ■サンバイザー（運転席・助手席） ■サイドバイザー（運転席・助手席） ■ヒーテッドミラー ■フロアマット（全席） ■スノーブレード一式 ■スタッドレスタイヤ（ホイール付） ※タイヤの本数は、当該車両のタイヤ数に応じた本数とする。（シングルリア：4本、ダブルリア：6本） ■標準工具一式
5 納入期限	令和4年3月1日
6 借受期間	令和4年3月1日～令和9年2月28日（60カ月）
7 借受台数	1台
8 年走行距離	約1,000km（これを超過した場合でも追加費用は発生しないものとする。）
9 引渡（納入）場所	札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター (札幌市白石区本通20丁目北2月番11号)
10 検査場所	同上
11 保管場所	同上

12 保険関係	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年齢制限：なし ■対人保険：無制限 ■対物保険：無制限（免責額なし） ■搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき 2,000 万円以上 ■車両保険：時価（免責額なし） <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p>
13 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、法定点検を含む。）及び車検に係る一切の経費は受注者の負担とし、確実に実施すること。</p> <p>(2) オイル交換は半年ごとに行うこと。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理・修繕は、札幌市の指示に従い、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) タイヤの履き替えは、札幌市の指示に従い、受注者が行うこと。</p> <p>(5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは3シーズン経過後に新品のタイヤと交換すること。</p> <p>(6) 不明な点については、札幌市と協議すること。</p>
14 費用負担	<p>(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、札幌市が負担する費用は燃料費及び洗車費とし、その他の経費は受注者の負担とする。（ウインドウウォッシャー液、パンク修理費等は受注者の負担とする。）</p> <p>(2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内 100%とする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。</p>
15 その 他	<p>(1) 納入期限までに納車できない場合は、札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車は架装が装備されていないことも可とする。）</p> <p>(2) 仕様書等に記載のない事項については、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p> <p>(3) リース期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p>
16 担 当	<p>札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 11 号 札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター</p>

架 装 仕 様 書

架装内容	仕様・規格
パワーゲートの取付	<p>(1) シフト方式 スイング式（アーム式）</p> <p>(2) 最大リフト能力 600 Kg 以上</p> <p>(3) 材質 鋼板（鋼製）</p> <p>(4) プラットフォーム（ゲート）の寸法 幅：1,490～2,260 mm（荷台に適した幅とすること。） 高さ：850 mm以上</p> <p>(5) 昇降操作 リモートコントローラーによること。</p> <p>(6) オプション プラットフォーム（ゲート）の裏面にクッションゴム等を取付けること。</p> <p>(7) その他 荷物のぐらつき・衝撃を防止する機能を有すること。</p>
荷台の保護	荷台の内側の底面及び側面（パワーゲートは除く。）に鋼板を張る等、荷物の積み下ろし等による損傷を防ぐ架装を施すこと。
<p>【特記事項】</p> <p>製作時の不具合に起因した架装の破損、故障等については、受注者が修理等を行うこと。</p>	